

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月27日	
長野県知事 殿	
提出者	
住 所 富山県富山市桜木町1番11号	
氏 名 佐藤工業株式会社北陸支店	
専務執行役員支店長 川島 康広	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 076-439-0358	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	佐藤工業株式会社北陸支店（長野市、松本市を除く長野県内の工事現場）
事業場の所在地	長野市、松本市を除く長野県内
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	16,778百万円（北陸支店全体の完成工事高）
③従業員数	158人（北陸支店全体）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の通り

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 該当ありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当ありません。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量し た 産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 該当ありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量す る 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 該当ありません。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 該当ありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当ありません。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙の通り		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙の通り		
※事務処理欄			

備考

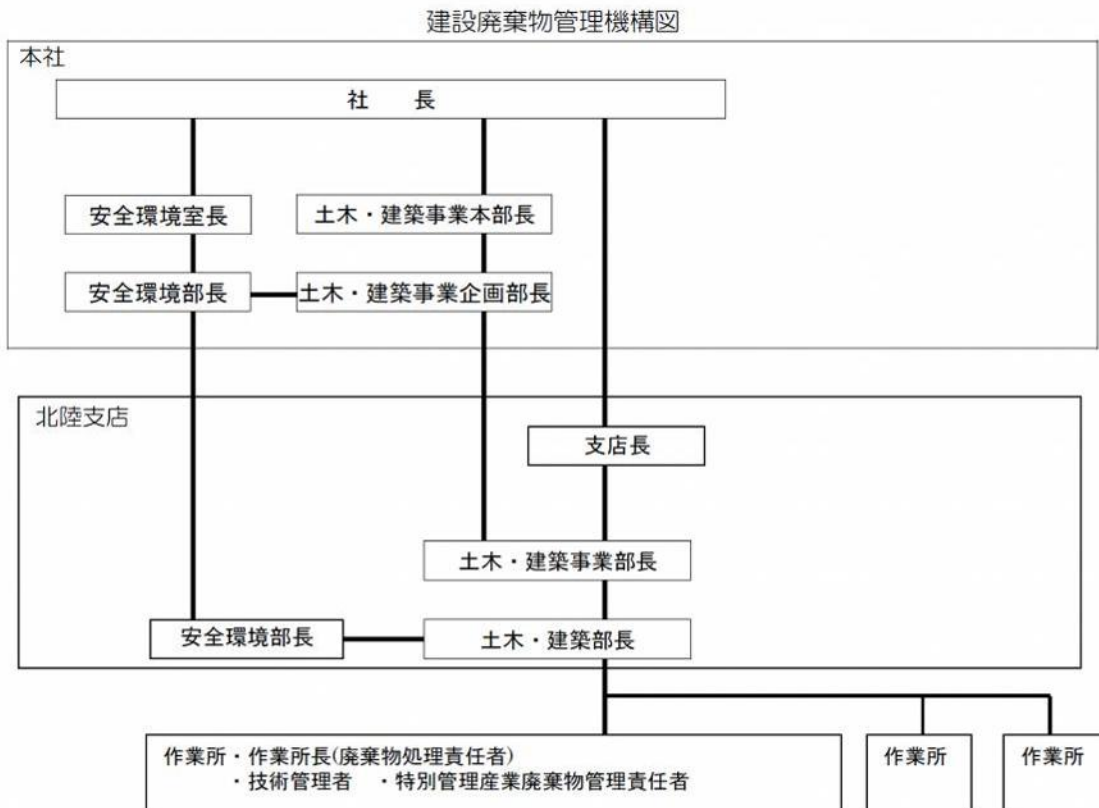
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

廃棄物の種類	中間処理	主な処理後の状況
コンクリートくず	→ 選別、破碎	→ 再生碎石、路盤材
アスコンがら	→ 選別、破碎	→ 再生碎石、路盤材
その他がれき類	→ 選別、破碎	→ 再生碎石、路盤材、埋立
ガラス・陶磁器くず	→ 選別、破碎	→ 再生、埋立
廃プラスチック類	→ 選別、破碎、圧縮固化	→ 固形燃料、埋立
金属くず	→ 選別、破碎	→ 原料
建設汚泥	→ 天日乾燥、脱水、固化	→ 再生土壌、埋戻土、埋立
紙くず	→ 選別、破碎、圧縮固化	→ 燃料・再生紙
木くず	→ 選別、破碎、圧縮固化	→ 燃料・チップ（紙原料）
繊維くず	→ 選別、破碎、圧縮固化	→ 燃料
廃石膏ボード	→ 選別	→ 石膏ボード、埋立
蛍光灯、水銀灯	→ 破碎、脱水銀化	→ 再生、埋立
廃油	→ 油水分離	→ 燃料
混合廃棄物（安定型）	→ 選別、破碎	→ 再生、埋立
混合廃棄物（管理型）	→ 選別、破碎	→ 再生、埋立
石綿含有廃棄物（非飛散性）	→	埋立
廃石綿	→	埋立

別添 2 管理体制図

○管理体制（廃棄物処理に関する管理組織等）



支店管理体制

担 当	役 割
廃棄物処理総括責任者 (土木・建築部長)	○産業廃棄物処理に関する、作業所への支援、指導 ○産廃処理を委託する処理施設、再資源化施設の確認 ○作業所が締結する委託契約書の確認 ○発生した産業廃棄物の処理状況の確認 ○その他関係する事項
安全環境部長	○廃棄物処理総括責任者の業務支援 ○電子マニフェストの業者及び処理経路の登録、紙マニフェストの配布 ○産業廃棄物処理実勢の集計、記録の保存、行政への報告 ○産業廃棄物処理に関する従業員への教育、啓発 ○産業廃棄物処理業者への指導、監督
廃棄物処理責任者 (各作業所長)	○作業所における廃棄物処理計画の策定 ○処理施設、再資源化施設の調査、選定 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物の作業所内における保管 ○電子マニフェストの承認、紙マニフェストの交付 ○産業廃棄物の処理状況の確認 ○産業廃棄物処理実績の集計、記録の保存、支店への報告 ○産業廃棄物処理に関する、協力業者への教育、啓発 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の配置

令和7 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類		総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		処理の委託									
						自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		①		②＋⑧		⑤		⑦		③＋⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画		
法	1 燃え殻																				
	2 汚泥	1,342.00	50.00	－	－	－	－	－	－	－	－	1,342.00	50.00	0.00	0.00	1,342.00	50.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	3 廃油																				
	4 廃酸																				
	5 廃アルカリ																				
	6 廃プラスチック類	20.13	20.00	－	－	－	－	－	－	－	－	20.13	20.00	15.30	0.00	20.13	20.00	0.00	0.00	0.00	0.00
政 令	1 紙くず	5.07	10.00	－	－	－	－	－	－	－	－	5.07	10.00	0.45	0.00	5.07	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	2 木くず	26.58	100.00	－	－	－	－	－	－	－	－	26.58	100.00	5.74	0.00	26.58	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	3 繊維くず																				
	4 動植物性残さ																				
	5 ゴムくず																				
	6 金属くず	3.40	5.00	－	－	－	－	－	－	－	－	3.40	5.00	1.70	5.00	3.40	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
	8 鉱さい																				
	9 がれき類	146.08	200.00	－	－	－	－	－	－	－	－	146.08	200.00	0.00	100.00	146.08	200.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	10 家畜ふん尿																				
	11 家畜の死体																				
	12 動物系固形不要物																				
	13 ばいじん																				
	14 処分するために処理したもの																				
建設混合廃棄物		2.42	5.00	－	－	－	－	－	－	－	－	2.42	5.00	2.21	0.00	2.42	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計		1,545.68	390.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,545.68	390.00	25.40	105.00	1,545.68	390.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量